

# 各制度の設計一次エネルギー消費量へのエネルギー利用効率化設備等の算入の考え方（住宅）

2024年4月1日現在



		建築物省エネ法				品確法		エコまち法	
		BELS				住宅性能表示制度		建築物省エネ法 低炭素建築物認定制度	
		星の多段階表示	一次エネルギー消費量の判定 (※4)	ZEH/ZEH-M		一次エネルギー消費量等級		低炭素基準 (※6)	低炭素化促進その他基準 (※7)
再エネ (※5) 除き	再エネ (※5) 含み			～等級5	等級6				
太陽光発電設備 (※1)	自家消費分	● (※3)	● (誘導基準は「-」)	—	●	●	—	—	●
	売電分 (※2)	—	—	—	●	—	—	—	●
コージェネレーション設備	自家消費分	●	●	●	●	●	●	●	●
	売電分	—	—	—	●	—	—	—	—
その他一次エネルギー消費量を含んだ判断		—	●	—	—	●	●	●	●

※1 同一敷地内であれば、太陽光発電の所有にかかわらず評価（同一敷地内の駐車場等の屋根に設置されている場合も含む）

※2 余剰買取方式の場合に限り、売電分も含めて評価

※3 多段階表示にて「6段階表示」とした場合。「4段階表示」とした場合は考慮されない。

※4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における、性能基準（省エネ基準）及び誘導基準への判定

※5 再生可能エネルギー等（再エネ等）：太陽光発電システムとコージェネレーションシステムの逆潮流によるエネルギー

※6 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準

※7 低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

凡例：●：算入 —：不算入

